

令和3年（ワ）第●●●●号 損害賠償請求事件

令和3年（ワ）第●●●●号 慰謝料等請求反訴事件

原告（反訴被告） 株式会社●●●

被告（反訴原告） 平山 久雄

被告準備書面 2

令和3年9月2日

福岡地方裁判所 第6民事部 3C係御中

被告（反訴原告） 平山 久雄

第1 原告準備書面（1）に対する反論

1 「第1本件救助決定の取消について」の反論

被告による本件救助決定は、制度的な理念に基づき、つまりのところ、訴訟救助は、支払いの先送りであるから、裁判が終わって判決が確定すれば、そこで精算することになっている。

では、原告が言うように、「辞退」制度は、あり得ないのか、以下、考察する。

民事訴訟法84条によれば、「利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる」と明文化されている。

とすると、別訴基本事件の原告であった本訴被告の辞退は、「自ら（利害関係人）の申し出（申立て）」に基づくものだから、事実上の辞退と同視できる。（甲19）（ただし、甲第19号証を見ても、両当事者どちらからの申立てなのか、判然としないが、いずれにせよ、本件訴訟救助が不正であった旨は、書かれていない。）

よって、原告の主張は、不当である。

ところで、原告は、準備書面において、「意味不明」などという皮肉を用いて、公権判断を仰ぐ謹厳な裁判所、ないしは、被告を侮辱する行為に及んでいる。

少なくとも、被告は、原告の訴訟に対し、真摯に応訴しているのに、かような言い方は、弁護士の商品性を欠くのではないか。体感治安の悪化を感じる攻撃である。

2 「第2問題の所在」の反論

被告準備書面1でも述べたが、その虚偽の申請をした証拠がない。いずれも、原告の推測の域の出ない主張である。

しからは、的確性のある真正文書で、示していただきたいし、そもそも問題の所在が不適格である。

3 「第3不動産の所有等の隠蔽について」の反論

被告が真の素封家、資産を有していたのであれば、法テラ

スに相談することはない。

けだし、被告は、訴外弁護士池辺健太先生（明倫国際法律事務所 福岡事務所）が、本来の顧問先であり、右池辺健太先生は、法テラスを利用できない弁護士であって、日弁連の弁護士報酬相場をそのまま適用しての前払いであり、資力に乏しい被告は、当時、法テラス機関に頼るしか、なかったのである。

ちなみに、明倫国際法律事務所は、被告が運営する NPO KANA エール「(特定非営利活動団体 かなえーる) 代表者平山久雄／この団体は、司法試験を目指す学生に対して、通信教育、学習相談、キャリア学習イベント、講習会等の企画、開催に関する事業等を行い、社会教育の推進及び職業能力の開発又は雇用機会の拡充を図り、もって公益に寄与することを目的とする。」の支援者でもある。今現在、福岡市、大阪府で、会員数が10人で、いずれも、法学部現役の18歳19歳で、月1回、フェイスブックで、上級審の裁判例について議論している。(初学者ばかりとはいえ、なかなか張り合いがある。)

職務経歴書については、履歴書とは別異に、入社面接時、ある程度、自分を売り込むための誰しものがする一定の社会的誇張・誇示であって、その範囲は、許容受忍の範疇と解される。本訴において、わざわざ厳密に攻撃してくる箇所ではな

い。

よって、原告の主張は、失当である。

4 「第4株式会社ゆきに対する債権の隠蔽について」の反論

被告準備書面1で述べたように、貯蓄額と債権が、まったく別ものであることは、明白である。

けだし、どんなに債権を有しても、手許に現金がなければ、貧窮状態に変わりはないからである。

つまり、債権は、債務名義と同様、債務者に資力がなければ、画餅の餅なのである。

5 「第5ロレックスデイトナについて」の反論

ロレックスデイトナを保有していたか否かは、さておき、かかる時計の時価を書く欄が、法テラス機関には、ない。

異論があれば、原告が法テラス機関に異論を唱えてほしい。

よって、原告の主張は、失当である。

6 「第6被告の収入について」の反論

LINEの内容に違法性の有無を主張したのは、原告がわざわざ、疎明資料として提出し、裁判所に訴えかけているからである。実際、原告準備書面(1)の4ページに、「公文書の

変造又は偽造」と刑法上の理論を揶揄しているではないか。

そもそも、LINE の内容を公開の裁判上に提出することに違法性（不法行為）があるというのが被告の主張である。

LINE のタイムラインは、SNS ではない。その証拠に、投稿内容は、グーグル社の検索キーワードに反映されない。

ネット上では、「クローズ」と称する狭小世界なのだ。

試しに、「平山久雄 ロレックス」、「平山久雄 年収」等と検索するといい。いずれも、ヒットしない。

つまり、原告は、右 LINE 上の画像の不正入手をもって、攻撃した行為は、個人の人格的侮辱行為と同視できる。

よって、原告の主張は、失当であり、かかる行為は、不法行為に抵触し、主要な動機が訴訟とは別の相手方に対する個人攻撃とみられ、相手方当事者から中止の警告を受けても、なお訴訟における主張立証に名を借りて個人攻撃を続ける行為は、訴訟上の主張立証であることを理由に違法性阻却は認められない。（東京地方裁判所平成18年3月20日判決）

よって、不法行為（民法709条）を構成するため、被告は、反訴した次第である。

7 「第7二重起訴の禁止云々について」の反論

本訴は、明らかに二重起訴に該当し、不当訴訟である。

けだし、原告の疎明資料からも、本訴と同じ事案を、弁護士

山口幸雄先生が攻撃防御していることは明白で、被告にとっては、本訴が、徒労に帰せしめた制裁なのである。

悲憤慷慨、今なお融和せず、といったところであろうか、いずれにせよ、原告の主張は、不当である。

8 「第8 和解の締結済み云々との主張について」の反論

「本件に関し」と附されているが、つまり、「本件」とは、当事者を指し、原告と被告間の将来一切について、効力が及ぶ。

和解とは、双方が互譲・宥恕して、それ以後、両当事者が大過なく安然と私生活に戻れる理念に基づくのである。

(民法695条)

また、弁護士山口幸雄先生が打診したのは事実であるが、それは、本訴が不当訴訟に該当するから、打診したのである。

よって、原告の主張は、穩当を欠く。

9 「第9 原告訴訟代理人弁護士の忌避云々の主張について」

明らかに、利益相反である。

同一の事案で同一の弁護士が訴訟提起するなど、禁反言の理論を逸脱する行為であって、信義にもとり、原告代理人弁護士は、良心の呵責を覚えないのか、被告は、少なくとも躊躇を覚えるものがある。

このまま代理人弁護士として訴訟追行されても構わないが、原告訴訟代理人弁護士●●●●先生は、所詮、アウトサイダー（部外者）だったのだ。

しかるに、本訴に関与した以上、被告は、相当の法的措置をとる。（「第4結語」に後述する。）

10 「第10改ざん云々の主張について」の反論

原告会社は、社内にタイムカードを常設していないことを奇貨として、不都合を回避している。

被告の出勤時間午前8時30分をすべて午前10時00分と改ざんしたことは、間違いない。その証拠（乙1）は、存在し、その根拠（乙2）も疎明できる。

11 「第11被告が虚偽の主張を多数おこなって・・・」の反論

被告は、真摯に応訴しており、そのすべてがことごとく、真実である。LINE上のタイムラインは、スマホで簡単に、画像を編集できるシステムになっており、いくらでも、おどけて面白可笑しく表現を弄することが可能である。

原告は、この点、縷々反論を述べているが、弁護士山口幸雄先生が攻撃防御した主張がすべてであって、別訴基本事件で同じことの弁論が尽くされているものである。

本訴で、再度、被告が反論する謂れは、到底ない。

けだし、右山口幸雄先生には、法テラスを通じ、相当の弁護士報酬を支払っており（法テラスが立て替えており）、被告の負担であることに変わりはなく、被告が再三、二重起訴に該当するという主張の所以は、この点においても、充足的利害関係を紡ぎだすものである。

しかるに、弁護士●●●●先生は、被告に対し、裁判外で、被告の携帯電話のショートメールで、被告側も弁護士を介在してほしい旨、強要してきた。

これ以上、被告は、法テラスにお願いできない状況下、信じられない発言である。

訴外弁護士●●●●先生も手を焼いて、別訴基本事件の和解を奨めたのも、頷けるところである。

つまり、弁護士●●●●先生とは、誰しものが、関わり合いたくないことが、垣間見える。

1 2 「第1 2被告が主張すべきこと」

法テラス機関より援助していただいた時点、被告は、無資力であった。これには、相違がない。

そもそも、なぜ本訴（別訴基本事件もそうだが）において、被告の収入と資産を仔細に開示する必要があるのか。原告がその点に拘泥する理由が、被告には分からない。

第2 被告の主張

1 原告の主張趣旨の整理

原告は、「令和2年（モ）第121号訴訟上の救助決定の取消等申立事件」と「本訴」の弁護士報酬の相当性を述べるべきであり、いつのまにか、主眼が、被告の資力を探る裁判になっている。（別訴基本事件もそうであった。だから、埒が明かないと判断した弁護士●●●●先生は、本件訴訟救助を辞退したのである。）

2 訴訟上の救助決定の取消等申立事件の原告の利益

右事件は、別訴基本事件に派生したものであるが、そもそも、本件訴訟救助を荒々しく攻撃したところで、原告には、利益も不利益もない。単に故意に訴訟遅滞に陥らせただけである。

また、右事件と別訴基本事件を区分けして弁護士報酬を算定算出する相当の根拠も見当たらない。

どだい、「令和2年（モ）第●●●●号訴訟上の救助決定の取消等申立事件」の弁護士報酬は、別訴基本事件（先行行為）に盛り込まれるべきであり、一方的に原告が、憤慨して攻撃してきた弁護士報酬まで、被告が負担する謂れはない。

よって、本訴は、棄却を免れない。

3 弁護士報酬請求の正当性

一般的に、弁護士報酬を相手方に請求できる裁判例は、

- ① 弁護士に依頼しなければ裁判上の請求ができない致し方ない事情下であったこと。
- ② かつ、その認容額が弁護士報酬請求額の1割程度。

以上、原告は、法人格で相当額以上の資産を有するから、理論上①に該当しない。本訴額も②を大きく上回る。

よって、本訴原告請求の正当性を欠く。

4 本訴提起の不法行為性（民法709条）

民事訴訟を提起したことが相手方に対する違法な行為と言えるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利、又は法律関係が事実的法律根拠を欠くものであるうえ、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば、容易にそのことを知り得たといえるのに敢えて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときは、不法行為を構成する。（最判昭和63年1月26日・民集42巻1号1ページ）

思うに、原告は、本訴で主張した権利が事実的根拠を欠くものであることを知っていたか、又は通常人であれば、容易に知り得る状況にあった蓋然性が高く、本訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと断言できる。

よって、裁判例に照らしても、本訴は、不当裁判であり、不法行為（民法709条）を構成する。（最二判平成22年7月9日・民集234号207ページの判旨と同視）

5 原告の訴権の濫用性

当該訴えが、もっぱら相手方当事者を被告の立場に置き、審理に応訴することを余儀なくさせることにより、訴訟上又は訴訟外において相手方を困惑させることを目的とし、あるいは、訴訟が係属、審理されていること自体を社会的に誇示することにより、相手方当事者に対して有形・無形の不利益・負担もしくは打撃を与えることを目的として提起されたものであり、右訴訟を維持することが民事訴訟制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められた場合は、当該訴えは、訴権を濫用する不適法なものとして、棄却は免れないと解するのが相当である。
（東京高判平成13年1月31日・判例タイムズ1080号220ページ）

思うに、本訴を提起することにより、被告を訴訟の場に引きずり出し、応訴の負担を著しく与え、かつ、訴訟係属を社会的に誇示することにより、明らかに、被告の社会的評価の低下を意図したものであるから、右裁判例の要件を満たす。

よって、本訴は、原告の職権（訴権）の濫用行為にあたり、不当訴訟である烙印は、免れない。

6 法人格を有する者による不法行為の論点

以上、被告は、原告の民事訴訟提起により、応訴を強いられている。これは、原告の過失（二重起訴、不当訴訟、裁判上の人格的個人攻撃）によるものと考えられ、被告は、財産的損害及び精神的損害を原告に対して、賠償請求できる。

（民法709条、民法710条）よって、反訴した。

では、法人の不法行為責任（一般社団・財団法人法78条）の性質をいかに解するか、法人の本質と関連して問題となる。

この点、法人は、法的擬制に過ぎないという考え方（法人擬制説）からは、法人の不法行為責任は、法人が他人の行為について賠償責任を負う旨を定めた代位責任であるということになる。

しかし、法人が重要な経済主体として活動している現状を鑑みれば、法人は、社会的実在であると考えらるべきである。（法人実在説）

すると、法人の不法行為責任の性質は、自己責任と捉えるべきである。

よって、原告法人は、本訴における不法行為責任を負うべ

きと解される。

他方、代理人弁護士がした行為も、当然、原告本人に帰属され（民法99条1項、民法643条）、原告の不法行為責任は、不可避であり、被告の反訴も正当化される。

7 共同不法行為（民法719条1項）の構成

本訴は、原告、及びその従属的存在である原告訴訟代理人弁護士による共同不法行為が成立するか、以下、考察する。

原告は、顧問先として弁護士●●●●先生と専属的契約の契りを交わしている。そのため、同弁護士が暴走しないか、つまり、二重起訴、不当訴訟、人格的個人攻撃をしないか、注意する義務があったと言える。（善管注意義務違反）

したがって、「過失」があると言える。

では、「共同」と言えるか。

思うに、「共同」とは、被害者保護の観点から、広く客観的関連共同があれば足りると解する。

本訴では、原告と同代理人弁護士の行為は、社会的に一体と評価でき、客観的関連共同があると言える。

したがって、「共同」と言える。（同2項は検討しない）

よって、共同不法行為（民法719条1項）が成立し、被告の反訴も、正当化される。

第3 原告による文書送付嘱託申立書（令和3年8月20日附）

不採用。

けだし、開示されたことで、本訴請求根拠の正当性の契機にまったく寄与しない。むしろ、無関係である。

また、当該文書は、法テラス機関に被告が申し立てた相手方当事者が掲載されているので、被告のプライバシー権に値する文書である。

第4 結語

以上、原告とその代理人弁護士の不法行為を説いてきた。

よって、被告は、弁護士●●●●先生を民事提訴することを検討している。

そうすることが、最も直截であり、的を射たものとなろう。

以上